

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

(17年度)

| 経 済 局   |             |             |             |             |             |      |      |      |      |      |      |      |  |      |  |             |             |       |      |      |      |      |  |      |  |
|---|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------|------|------|------|------|------|------|--|------|--|-------------|-------------|-------|------|------|------|------|--|------|--|
| 監 査 結 果<br>(指 摘 事 項)  | 改 善 措 置     |             |             |             |             |      |      |      |      |      |      |      |  |      |  |             |             |       |      |      |      |      |  |      |  |
| <p>2. 融資基金預託のあり方について</p> <p>融資基金としての預託金の水準は、必要融資枠と基準金利によって決まってくる。</p> <p>必要融資枠は取扱金融機関ごと、融資制度ごとに決められ、金融機関ごとに取交す覚書に規定されるが、基本となる融資枠は次の計算過程で算出される。</p> <p>①金融機関毎、融資制度毎の直近の融資残高÷「調整率2」（「調整率1」で導かれた値）＝必要融資枠仮算出値</p> <p>②必要融資枠仮算出値÷協調倍率×「調整率1」＝当初預託金（百万円未満切上）</p> <p>③当初預託金×協調倍率＝当初預託後必要融資枠</p> <p>「調整率1」は直近融資残高に至る、ほぼ年間の融資増加率に基づき下記のように定量化し、その定量化された率ごとに「調整率2」をあてはめている。その内容は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="150 1151 794 1312"> <tr> <td>融 資 増加率</td> <td>5 % 未満</td> <td>5 %以上 10%未満</td> <td>10%以上 15%未満</td> <td>15%以上 20%未満</td> </tr> <tr> <td>調整率1</td> <td>1.00</td> <td>1.05</td> <td>1.10</td> <td>1.15</td> </tr> <tr> <td>調整率2</td> <td colspan="2">0.90</td> <td colspan="2">0.85</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="150 1350 563 1512"> <tr> <td>20%以上 25%未満</td> <td>25%以上 30%未満</td> <td>30%以上</td> </tr> <tr> <td>1.20</td> <td>1.25</td> <td>1.30</td> </tr> <tr> <td colspan="2">0.80</td> <td>0.75</td> </tr> </table> <p>この関係から、融資増加率がマイナス傾向が続いた場合でも①の算式から「調整率2」の0.90が適用され、直近残高の1.11倍（1÷0.90）の必要融資枠が算出される。また直近融資残高に至る年間増加率そのまま継続するとの前提で「調整率2」が組み立てられており、それに伴い必要融資枠を増加させる方針が取られていることがわかる。さらに②の算式では、①で算出された必要融資枠に基づく預託金に「調整率1」が適用され、預託金のかさ上げ措置が取られている。</p> <p>ここで使われる基準金利は、中小企業融資制度において取扱われる金融機関種別ごとの貸出約定平均金利で、仙台市がその調査結果を基に一定の加工を施し、認定した金利をいい、こ</p> | 融 資 増加率     | 5 % 未満      | 5 %以上 10%未満 | 10%以上 15%未満 | 15%以上 20%未満 | 調整率1 | 1.00 | 1.05 | 1.10 | 1.15 | 調整率2 | 0.90 |  | 0.85 |  | 20%以上 25%未満 | 25%以上 30%未満 | 30%以上 | 1.20 | 1.25 | 1.30 | 0.80 |  | 0.75 | <p>従来は下記の計算式（1）により預託金を算定していたところ、直近の融資残高に加算調整を行った数値を預託金の算出に用いるという方式を改め、「調整率1」及び「調整率2」を廃止して、計算式（2）により算定することとし、預託金残高の圧縮を図った。</p> <p>計算式（1）</p> $\text{預託金} = \left( \frac{\text{直近の融資残高}}{\text{調整率2}} - \text{預託済預託金} \times \text{協調倍率} \right) \times \frac{\text{調整率1}}{\text{協調倍率}}$ <p>計算式（2）</p> $\text{預託金} = \frac{\text{直近の融資残高}}{\text{協調倍率}} - \text{預託済預託金}$ |
| 融 資 増加率   | 5 % 未満      | 5 %以上 10%未満 | 10%以上 15%未満 | 15%以上 20%未満 |             |      |      |      |      |      |      |      |  |      |  |             |             |       |      |      |      |      |  |      |  |
| 調整率1  | 1.00        | 1.05        | 1.10        | 1.15        |             |      |      |      |      |      |      |      |  |      |  |             |             |       |      |      |      |      |  |      |  |
| 調整率2  | 0.90        |             | 0.85        |             |             |      |      |      |      |      |      |      |  |      |  |             |             |       |      |      |      |      |  |      |  |
| 20%以上 25%未満   | 25%以上 30%未満 | 30%以上       |             |             |             |      |      |      |      |      |      |      |  |      |  |             |             |       |      |      |      |      |  |      |  |
| 1.20  | 1.25        | 1.30        |             |             |             |      |      |      |      |      |      |      |  |      |  |             |             |       |      |      |      |      |  |      |  |
| 0.80  |             | 0.75        |             |             |             |      |      |      |      |      |      |      |  |      |  |             |             |       |      |      |      |      |  |      |  |

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

| 経 済 局   | (17 年度) |
|---|---------|
| 監 査 結 果<br>(指 摘 事 項)  | 改 善 措 置 |
| <p>の基準金利を基に次の算式で協調倍率が算定される。</p> $\text{協調倍率} = \frac{\left( \begin{array}{cc} \text{基準} & \text{預託} \\ \text{金利} & \text{金利} \end{array} \right)}{\left( \begin{array}{cc} \text{基準} & \text{制度} \\ \text{金利} & \text{金利} \end{array} \right)}$ <p>ここで基準金利を得る過程で、金融機関種別ごとに一定の「金利格差補正分（以下補正分という）」を上乗せする措置が行われてきている。</p> <p>さらに、育成融資振興資金・小口融資に適用する基準金利（補正分を含む）をベースに、この外の融資制度においては制度金利が低く抑えられていることに対する金融機関のインセンティブを高める政策的措置として、融資制度ごとに加算値が基準金利にプラスされ、さらに協調倍率の圧縮がはかられている。</p> <p>市では3ヶ月ごとに金融機関ごとの融資残高の増減を調査して、追加預託の有無を検討し、必要な追加預託を行っているが、その際当初必要融資枠と比較されるのは、直前の融資実績ではなく、その融資実績に基づき再計算された必要融資枠（＝直前融資実績÷「調整率2」）となっている。</p> <p>この結果、直前融資実績が当初必要融資枠まで達していない場合でも融資枠としての不足額が算出され、これに対する追加預託金が計算されて金融機関に預け入れられる措置が取られることになっている。</p> <p>これまで見たように必要融資枠の算出で適用されている「調整率1」、「調整率2」はいずれも必要融資枠を上へ、上へと引き上げる方向に作用していた。</p> <p>また、基準金利算定時の「補正分」、「金利加算値」は基準金利を引上げ、協調倍率を下方へ引き下げる方向に作用していた。</p> <p>これらの作用はいずれも預託金を増加させる結果をもたらす。すなわち仙台市の中小企業融資制度の運用においては、できるだけ潤沢な預託金を取扱金融機関に提供し、それを持ってスムーズな融資実行を促し、融資制度の政策目的を果たそうという視点のもとに種種の裁量行使が行われてきたものと判断される。この視点の実現を図る具体的道具立てが「調整率1」、「調整率2」であり、「補正分」、「金利加算値」であったわけで、それらが裁量行使のために採用された項目であり、数値や率であったこととなる。</p> <p>しかしながら、次のような状況を認識するこ</p> |         |

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

| 経 済 局  | (17 年度) |  |
|--|---------|--|
| 監 査 結 果<br>(指 摘 事 項)   | 改 善 措 置 |  |
| <p>とができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 必要融資枠と融資実績残高との乖離の拡大と、それに伴う預託金のあるべきポジションの乱れ。</li> <li>▶ 預託金に対する、市側で考えるようなインセンティブの意識を金融機関側ではあまり持っていない、あるいは持つことができない状況。</li> <li>▶ 金融機関側での資金運用の現実から離れた金利水準の想定に基づく預託金算出の考え方。</li> </ul> <p>このような状況認識に基づけば、預託金に対する裁量行使の視点を次の点において、見直し・変更する必要があると認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 必要融資枠の設定においては、できるだけ融資実績残高に近い額が算出されるように変動要素を設定し、また基準金利は現実の資金運用を反映した設定として協調倍率を算出する。これにより融資制度運営の中での必要にして十分な預託金の適正値を求める。</li> <li>▶ このような方向に向けて預託金算出の裁量行使の視点を軌道修正し、このことから預託金圧縮による手許現金資金調達負担の軽減もその視点に加え、預託金計算過程を見直す。</li> <li>▶ また預託金の算定方法を金融機関に明らかにし、金融機関と取交す覚書の条項見直しを行う。</li> </ul> <p>以上の点について早急に検討を開始する必要があると判断される。</p> <p>預託金は市の管理下を離れたものではないが、その積み立て目的は極めて限定され固定化されたものとなっており、年度の歳入歳出においてはその増減が市財政に影響を与えるのみではあるが、2百億円近い残高が拘束され続ける性格を持つため常に効率的、効果的な利用方法を検討していかなければならないものと言える。預託金の存在は市財政における手元の現金資金を圧迫し、一時借入による現金資金の調達を拡大することにつながり、多少なりとも金利負担の増加をもたらすことにもなる。</p> <p>協調倍率算出において基準金利に適用される「補正分」、「加算値」を取り除き、必要融資枠算出における将来伸び率を規定する「調整率</p> |         |  |

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

| 経 済 局  | (17 年度) |  |
|--|---------|--|
| 監 査 結 果<br>(指 摘 事 項)   | 改 善 措 置 |  |
| <p>1」,「調整率2」を採用せず,必要融資枠を直近の融資残高と同額とみなして平成16年度当初における当初預託金を試算した結果,試算による預託金と,実施済み預託金との間に差引き10,827百万円の差異が生じたこととなる。この差異は,その全額が預託金過大を意味するものではないが,先に述べた預託金のあり方についての裁量行使の視点の見直し・変更により,預託金残高を変化させることのできる範囲を示すものである。先に見た預託金に関する現状認識からすれば,当然,預託金残高を圧縮できる範囲ととらえるべきこととなる。</p> <p>それにしても裁量行使の対象範囲が現行預託金残高の過半以上を占めることは重く受け止める必要がある。預託金の増加が市財政の中での手元現金資金確保のため,一時借入の拡大につながる状況をふまえ,それによる金利負担も考慮に入れ,適正な預託金の算出方法について,裁量行使の新たな視点の組立ての検討を早急に開始する必要があると判断される。</p> |         |  |